

## 権限持つ「支配人制度」 中小企業に活用して

### 公開講座の受講生募集 福大

幅広い権限を持つ「支配人」の制度を中小企業に活用してもらおうと、福岡大で今年度、支配人制度を紹介する特別公開講座が開かれている。第2期は11月11日から計6回開かれ、広く受講者を募っている。

例に沿って支配人の活動内容や報告する。支配人は、商法や会社法上で定められた制度。支配人として登記されると、自分の判断で提訴や和解などの裁判上の行為を行ったり、経営を任されて会社の建て直しを図ったりすることができる。弁護士を雇う資金力を持たない中小企業や個人事業主が、訴訟に巻き込まれたり、倒産の危機に直面したりした際に役立つ制度だが、こうした本来の権限が十分知られておらず、生かされていないという。

県内の行政書士や司法書士、弁護士らでつくる「福岡経営法務研究会」と、同大経済学部の山崎好裕教授が連係して開講。山崎教授や、実際に支配人となった経験のある同研究会の司法書士らが講師を務め、支配人制度の概要を説明し、実

第1期(7回)は今年6

7月に開かれ、県内の企業の法務関係者や事業主、学生ら計60人が受講した。

山崎教授は「会社法務や経営のプロとして、会社を救済するのが支配人。中小企業が活用すべき制度だし、支配人になることを目標とする人も増えて欲しい」と話していた。

第2期は11月11日と12月16日の毎週金曜日。午後7時～8時半。テキスト代1000円(大学生、大学院生、法科大学院修了生は無料)。申し込み(メールのみ)、問い合わせは同研究会(nfo@ihouken.com、092・739・1302)。



平成23年(2011)日刊24750号

11|2[水]

九州・山口特別版

発行所 ©産経経済新聞社2011  
〒810-0004福岡県福岡市中央区渡辺通6-23-8  
九州・山口本部 福岡(092)741-7088

# 産経新聞

朝の詩

夫婦書

愛知県碧南市

磯貝 裕美 48

遠くまで暮らすあなたに  
男筆を送る  
―青塗りの上  
白い月。

ちゃんと食べてね…

風邪ひかないでね…

折る わたしは

女筆

朱塗りの上  
うしろ姿が眺める

5111011

## 支配人目指そう

福岡大で育成公開講座

法人の代理人として経営や法務で幅広い権限を持つ「支配人」を育成する一般向け公開講座が、今年から福岡大学(福岡市城南区)で行われている。今年11月からは第2期講座がスタート。講座を主催する福岡経営法務研究会は「欧米ではすでに普及しているが、日本でも今後需要が高まり、活躍のチャンスが増えるだろう」として受講生を募っている。

められた役職で、本店や支店に登記される必要がある。会社が紛争に巻き込まれた場合、弁護士と同じように提訴、和解、控訴などの裁判上の行為を会社の代理人として行える。

また、契約の締結、行政機関への届け出、特許関係の手續き、労務管理など、会社の運営面でさまざまな権限を発揮できるなど、代表取締役とほぼ同等の権限が付与される。

同研究会によると、欧米では専門学校などをつくり支配人の養成に積極的な国もあるが、日本では認知度が低く、なり手も少ない。そこで行政書士や司法書士らでつくる同研究会が今年6〜7月、第1期講座を開き、約60人が受講した。

第2期は全6回で、同研究会のメンバーら講師を担当。支配人の仕事を多くの人が知ってもらうのが目的で、北原勉代表理事は「講座で興味を持ったら、その後、必要な知識やノウハウを習得してほしい。弁護士費用を捻出する資金力のない中小企業などから求

められるだろう」と話している。また、司法試験は法科大学院修了から5年以内に3回までという受験制限があることから、北原代表理事は「3回不合格だった人も、その知識を生かして支配人として活躍してみたい」と呼びかけている。

講座は11月11日〜12月16日の毎週金曜日。午後7時〜同8時半、福岡大学七隈校舎で。テキスト代1千円が必要(大学生、大学院生、法科大学院修了生は無料)。申し込みは福岡経営法務研究会のメール(mail@ihouken.com)。



### 九州・山口

産経新聞九州山口版は月ぎめ購読料30000円の朝刊紙です。九州山口地域でも、ご自宅や会社に配達いたします。申し込みは下記のフリーダイヤルか、専用サイトで。

ニュースのご連絡は九州総局

TEL 092(741)7088  
FAX 092(726)2572  
kyushu@sankai.co.jp

〒810-0004  
福岡市中央区渡辺通  
5-23-8  
サンライトビル3階